

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第2回武蔵村山市市民健康づくり推進協議会
開 催 日 時	令和2年1月22日（水）午後7時30分～午後8時15分
開 催 場 所	中部地区会館401学習室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：半田委員、乙幡委員、佐藤委員、早田委員、清水委員、吉村委員、長島委員、田中委員、鈴木委員、高橋委員、松下委員、木村委員、矢野委員、前原委員 欠席者：渡邊委員、山下委員、 事務局：健康推進課長、健康係長、健康係主任、健康係技師、成人保健係長、成人保健係主任、成人保健係技師、
議 題	1 報告 (1) 第1回武蔵村山市市民健康づくり推進協議会会議結果について 2 議題 (1) 武蔵村山市第二次健康増進計画・食育推進計画平成30年度末推進状況調査結果及び平成30年度末目標値調書について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： ・前回会議資料1「平成30年度末における『武蔵村山市第二次健康増進計画・食育推進計画』の推進状況に関する調査結果」の第3節、第4節及び第5節のとおり承認。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  ○委員 ●事務局	1 報告 (1) 第1回武蔵村山市市民健康づくり推進協議会会議結果について ●資料1「第1回武蔵村山市市民健康づくり推進協議会会議録」について説明。  2 議題 (1) 武蔵村山市第二次健康増進計画・食育推進計画平成30年度推進状況調査結果について ●前回質問のあった中学生の部活動加入率について教育委員会に確認したところ、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略で教育委員会の施策が述べられており、健康増進計画・食育推進計画のなかにも盛り込んだ経緯がある。運動部と文化部を合わせた加入率を伸ばしていく考えである。 ●前回会議資料1「平成30年度末における『武蔵村山市第2次健康増進計画・食育推進計画』の推進状況に関する調査結果」の第3節、第4節及び第5節（P6～P12）について、修正箇所と平成29年度と比較して評価が変更になった事業を中心に説明。  (資料2平成30年度末における「武蔵村山市第二次健康増進計画・食育推進計画」の質問・意見について) ●（質問・意見）広報・啓発活動等の推進について、生活の困窮した人が市役所に相談できるよう、わかりやすいホームページの作成に努めたところがあるが、工夫したところを教えてください。 (回答) 専門職として配置している面接相談員が、家庭の事情や状況などを聞き、生活保護やその他の制度について丁寧に説明をしている。また、窓口が市役所本庁舎（保護第一係）及び緑が丘出張所（保護第二

係)の二か所あることから、相談者が居住する場所により、どちらの場所に相談に行けばよいかなどを、分かりやすく・見やすく表示した。

●(質問・意見) 予防接種の実施について、現在、武蔵村山市では、規定回数の接種が終了していない場合は次の接種を公費で実施することができない。例えば、2期を公費で接種するには、1期の規定回数の接種を自費で終わらせることが必要である。

予防接種を乗り入れしている立川市・昭島市・東大和市では、当該年齢であれば過去の接種回数に関わらず接種を実施している。武蔵村山市も近隣と同様の取扱いとし、子供の予防接種の改善に努めてもらいたい。

(回答) 現在は、標準的な予防接種期間に接種せず規定回数が終了していない場合は、自費で規定回数の接種を行ってから公費で接種することとしているが、令和2年4月以降の接種については、過去の接種回数に関わらず標準的な接種期間になるときに予防接種のお知らせ及び予診票を送付し個別接種を行うこととする。

●(質問・意見) 3歳児健康診断における視力検査において、弱視等を早期に発見し治療につなげることは非常に重要であることから、屈折検査機器の導入や検査体制等の充実を図ってもらいたい。

(回答) 他市における3歳児健康診断時の視力検査の実施状況等を調査した結果、本市においても屈折検査機器の導入及び視力検査を行う視能訓練士の配置について、早期に検討することとし令和2年度予算で経費の要求を行った。

●(質問・意見) 定期健康診断および就学時健康診断の実施について、30年度評価がBとなっているが、何か理由があるのか。

(回答) 前回はAで今回Bとした理由については、学校保健安全法に基づき実施しており、特段新たな取組みを実施していないことから評価はBとした。

学校保健安全法に基づき児童・生徒の心と身体の健康管理のため、定期健康診断を行うとともに、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を実施している。定期健康診断では未受診者が無いよう配慮するとともに、精密検査においても医療機関や市役所等で実施し児童・生徒の健康管理に努めている。また、就学時の健康診断においても、気になる就学時に対する個別面談を実施するとともに未受診者へは直接自宅を訪問し健診日を調整するなど、実態把握にも努めている。

●(質問・意見) 残食ゼロ週間を行うことで、どのくらい残食が減るか。

(回答) 別紙モリモリウィークとその月の残食率について参照。6月と11月に小中学校それぞれ期間を設定し、取り組みを行っている。いずれも残食率は低くなっている。

●(質問・意見) 武蔵村山市の特色として、来年度課題を見据えた取り組みをする。もしくは、重要要項があれば教えて頂きたい。

(回答) 各課それぞれ施策を行っている。例えば、健康推進課・保険年金課では特定健診・特定保健指導の受診率を上げていくのが課題。また予防接種についても接種率を上げることが挙げられる。

●(質問・意見) 特定健康診査等について、評価が下がっている。

(回答) 平成29年度の特定健康診査受診率は47.2%であったが、平成30年度は特定健康診査受診率が44.5%となっていることから評価が下がっている。

●その他、子育て情報サイト運用事業については、令和元年度からサイトが廃止されることから、健康推進課では平成30年度途中でチラシの

配布を中止した。今後は予防接種ナビに子育て情報を盛り込んでいくことで調整している。

—質疑・意見等—

○残食率の資料について、一部の学校で残食率が突出しているが何か分析しているのか。

●その年その年で変動がある。その期間全校挙げて取り組む学校もあれば、そうでない学校もある。また、普段から残食が多い学校もあったりする。

○変動はあると思うが、要因をみていかないといけないのではないか。

○これという原因は分からない。授業の関係で給食の開始時間が異なることや配送時間、回収時間も関係している。回収時間が遅いと食べきる傾向がある。残食率については継続して調査しており、残食について何かできないかといつも考えている。

○武蔵村山市として何か大きな目標を掲げることがあれば教えてもらいたい。例えば、減塩であるとか、大きな目標を置くとそれに向かって各分野それに特化して取り組み、評価しやすいと思う。

●市としては、大きな重点項目は置いていない。

○今後、市として大きな目標を置くと面白いと思う。検討していただけると嬉しい。

○3歳児健康診断の視力検査については全員行うということではないか。

●視能訓練士を配置して、全員行う。

○来年度10月から予防接種の日数制限が撤廃される。市民への周知、副作用等の心配が出てくるが今後、市としてどのように進めていくのか。

●ロタウイルスワクチンの予防接種について、定期接種になるということで、従来の接種期間が撤廃される予定である。厚生労働省からは、まだ通知がきていないが、今後情報が入り次第、市医師会と十分に調整して、進めていきたい。

○フードロスのことを考えると、学校給食で残った牛乳は活用ができるのではないかと思う。現状としては残ったものは賞味期限に余裕があってもそのまま廃棄だが、活用できる仕組みが作れたらいいと思うがいかがか。

○できれば活用したいと思うが、例外的な対応は制度的に難しい。

●その他、調査結果等で気づいた点があれば、1月31日（金）までに事務局へ連絡願いたい。

(2) その他

●委員の任期については、令和2年8月31日までとなる。令和2年9月1日から2年間、新たな委員を推薦して委員に就いていただくことになる。健康推進課から依頼させていただくので、よろしく願いたい。

<結論>

・「平成30年度末における『武蔵村山市第二次健康増進計画・食育推進計画』の推進状況に関する調査結果」の第3節、第4節及び第5節のとおり承認。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
-----------------	--

傍聴者： \_\_\_\_\_ 0人

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： _____ ) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： _____ )
------------------	---

庶務担当課	健康福祉部 健康推進課 成人保健係 (外線: 0 4 2 - 5 6 4 - 5 4 2 1)
-------	---

(日本工業規格A列4番)